(目 的)

第1 この要領は、下水道法(以下「法」という。)、下水道法施行令(以下「令」という。)及び神戸市下水道条例(以下「条例」という。)、神戸市下水道条例施行規則(以下「規則」という。)に基づく排水設備工事の指導及び指定工事者・責任技術者の指定に関わる事務に必要な事項を定め、もって指導方針の統一的、かつ適正な事務執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。
 - 1 「現地確認」とは、条例第3条に規定する排水設備計画(変更)確認申請の事項とおりに工事が行われたか職員が現地で確認するために行う法第13条の規定による行為をいう。
 - 2 その他の用語は、法第2条及び条例第2条における用語の定義に従うものとする。

(情報管理)

第3 排水設備指導等に関する事務によって取り扱う申請その他の届出は、下水道台帳管理システム(以下「システム」という。)によって管理するものとする。

(指定工事者及び責任技術者の指定等)

- 第4 指定工事者及び責任技術者の指定に関わる事務は、条例及び規則、神戸市手数料条例、神戸市行政手続条例に基づくもののほか、次の各項に定めるところによらなければならない。
 - 1 新規指定(指定工事者)
 - (1) 有効期間開始日は、指定決裁日翌月の月初め(各月1日)とする。
 - (2) 有効期間終了日は、有効期間開始日から5年とする。
 - (3) 指定する店舗は、兵庫県内に存在とする。ただし、資機材保管場所は、県外も認めるものとする。
 - (4) 神戸市指定給水装置工事事業者の指定有効期間を確認する。指定が令和元年9月29日以前の場合は、水道法第25条の3の2第1項の政令で定める期間に基づき、確認する。
 - (5) 神戸市指定給水装置工事事業者の指定申請と同時申請の場合は、「水道局への申請日を報告する書面」を暫定的に「神戸市指定給水装置工事事業者の写し」とみなし、指定事務を進める。
 - (6) 前号の事務処理について、神戸市指定給水装置工事事業者の指定を受けた事実を後日確認する。
 - (7) 指定の取消し(取消し後2年を経過した者は除く)又は、効力を停止されている者は指定できない。
 - (8) 手数料徴収のための納入通知書及び指定又は指定の拒否の通知は、店舗所在地(代理人申請者が受領する場合を除き)へ送付するものとする。

(9) 指定後、神戸市排水設備指定工事者として、ホームページに情報(店舗名称、所在地、電話番号、休日夜間修繕対応の可否)を掲載し、市民に周知する。

2 新規指定(責任技術者)

- (1) 指定工事者が経営する指定工事店に所属(専属)せずに指定できない。
- (2) 有効期間開始日は、指定工事者の指定申請と同時申請の場合は、指定工事者の有効期間開始日とする。すでに指定されている指定工事者に追加所属する場合は、指定決裁日以降とする。
- (3) 有効期間終了日は兵庫県下水道排水設備工事責任技術者試験の合格証又は兵庫県下水道排水設備工事責任技術者更新講習の修了証に記載されている有効期限の満了日とする。
- (4) 条例第8条の9第4号に規定する講習会の受講を求める。
- (5) 指定の取消し(取消し後2年を経過した者は除く)又は、効力を停止されている者は指定できない。
- (6) 手数料徴収のための納入通知書及び指定又は指定の拒否の通知は、自宅(代理人申請者が受領する場合を除き)へ送付する。

3 変更の届出(指定工事者)

- (1) 代表者、店舗所在地、店舗名称、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、所属責任技術者(追加所属又は所属解除)に変更が生じた場合は、変更届の提出を求める。
- (2) 証書の記載事項(代表者、店舗名称、店舗所在地)の変更の場合は、証書を書き換え交付する。なお、有効期間開始日は、任意日(指定決裁施行日)とし、有効期間満了日は、すでに指定されている有効期間満了日とする。
- (3) 店舗名称の変更の場合は、所属する責任技術者全員の変更届(所属する店舗変更)の提出を併せて求める。
- (4) 所属責任技術者の変更(追加所属)の場合は、当該責任技術者の新規指定申請若しくは変 更届(所属する店舗変更)の提出を併せて求める。
- (5) 所属責任技術者の変更(所属解除)の場合は、当該責任技術者が引き続き職務を行う見込みがない場合は、責任技術者証の返還を求める。なお、不明若しくは所属変更の見込みがある場合は、すでに指定されている有効期間満了日までは、「未所属」として、システム処理し、責任技術者証の書き換え交付は行わない。
- (6) 指定事項の変更による証書の書き換えは、交付手数料を無料とする。
- (7) 変更の通知は、店舗所在地(代理人申請者の受領の場合を除き)へ送付するものとする。
- (8) ホームページに掲載している情報(店舗名称、所在地、電話番号、休日夜間修繕対応の可否)の変更の場合は、ホームページの更新を行うものとする。

4 変更の届出(責任技術者)

- (1) 氏名、所属する指定工事店(店舗の法人化等による名称変更も含む)、住所、電話番号(携帯番号も含む)」のいずれかに変更があった場合は、変更届の提出を求める。
- (2) 証書の記載事項(氏名、所属する指定工事店(店舗の法人化等による名称変更も含む))の変更の場合は、証書を書き換え交付する。なお、有効期間開始日は、任意日(指定決裁施行日)とし、有効期間満了日は、すでに指定されている有効期間満了日とする。

- (3) 他店舗に所属変更する場合は、所属していた指定工事店からの変更届(所属解除)並びにこれから所属する指定工事店からの変更届(追加所属)の提出を求める。なお、所属していた指定工事店が廃業若しくは指定を失効している場合又はこれから所属する指定工事店が新規指定の場合は、各々の変更届は不要とする。
- (4) 氏名、住所、電話番号の変更の場合は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターへ報告する。
- (5) 指定事項の変更による証書の書き換えは、無料(再交付対象外)とする。
- (6) 変更の通知は、自宅(代理人申請者の受領の場合を除き)へ送付するものとする。

5 廃業(指定工事者)

- (1) 業務を行わなくなったとき、指定の基準に適合しなくなったとき又は指定を取り消ししたときは、廃業届の提出ともに証書の返還を求める。
- (2) 廃業する指定工事店に所属する責任技術者の取扱いについて、引き続きの職務を行う見込みがない場合は、責任技術者証の返還を求める。不明若しくは所属変更見込み若しくは希望がある場合は、すでに指定されている有効期間満了日までは、「未所属」として、システム処理し、責任技術者証の書き換え交付は行わない。
- (3) 廃業する指定工事店に業務未了(排水設備の新設等の工事中)がないか確認すること。なお、業務途中である場合は、原則、排水設備計画変更確認申請(施工業者の変更)の提出を求める。

6 返還(責任技術者)

- (1) 職務を行わなくなったとき、指定の基準に適合しなくなったとき又は指定を取り消ししたときは、返還届の提出ともに証書の返還を求める。
- (2) 前号の事務処理により、所属指定工事店が指定の基準に適合しなくなる場合があるため、 所属していた指定工事店からの変更届(所属解除)の提出を求める。
- (3) 指定工事者の指定の基準に適合しなくなる場合は、前項により、廃業届の提出を求める。 廃業届の提出に応じない場合は、指定工事者の指定の取り消しを行うものとする。

7 証書の再交付(指定工事者及び責任技術者)

- (1) 再交付の対象は紛失を事由とするものに限る。
- (2) 再交付日は、任意日(再交付決裁施行日)とし、有効期間開始日及び有効期間満了日は、 すでに指定されている有効期間開始日及び有効期間満了日とする。
- (3) 再交付の通知は、指定工事者は店舗所在地、責任技術者は自宅へ送付するものとする。ただし、代理人申請者が受領する場合を除くものとする。

8 指定の更新(指定工事者及び責任技術者)

- (1) 有効期間満了日の約2か月前までに指定の更新案内を行うものとする。なお、更新案内は、納付書(審査手数料の徴収)を同封し、指定工事者、責任技術者ともに指定工事店所在地に送付する。
- (2) 更新の指定申請の受付期間は、有効期間満了日の30日前までとする。
- (3) 従前の指定を受けたときに受付した書類の記載事項に変更があった場合は、別途、変更の届出の提出を求める。なお、証書の書き換え交付は指定の更新の交付と併せて行うものとす

る。

- (4) 有効期間開始日は、有効期間満了日の翌日とし、有効期間満了日は、第1項第2号又は第 2項第3号で定めるところとする。
- (5) 第5項第2号の規定は、指定工事者が指定の更新をせず有効期間満了となった場合の所属 する責任技術者の取扱いに準用する。
- (6) 第6項第3号の規定は、責任技術者が指定の更新をせず有効期間満了となった場合の所属 していた指定工事店の取扱いに準用する。
- (7) 第1項第4号の規定は、同項の指定工事者の指定に準用する。
- (8) 責任技術者の指定は、市長が行う排水設備の新設等の工事に関する講習の受講を推奨する。
- 9 神戸市指定給水装置工事事業者との関係(指定工事者)
 - (1) 神戸市水道事業管理者からの神戸市指定給水装置工事事業者に関わる通知(指定、変更、 失効、廃止)により、必要となる変更の届出又は廃業の届出を指定工事者が怠っていること を確認した場合は、変更の届出の督促、指定の効力の停止又は指定の取り消しを行うものと する。

(排水設備計画確認申請に関わる書類の受理)

- 第5 排水設備計画確認に関わる申請書、その他の書類の受理は、法、令及び条例、規則、神戸市 行政手続条例に基づくとともに、次の各項に定めるところによらなければならない。
 - 1 排水設備計画(変更)確認申請
 - (1) 申請される排水設備計画は、公共下水道の機能及び構造の保全の観点で確認する。
 - (2) 施工場所は処理区域であることを確認する。
 - (3) 施工業者及び責任技術者は資格を有していることを確認する。
 - (4) 接続ますの有無及び規格を確認する。なお、接続ますがコンクリート製である場合は、取付管・接続ます改善支援事業に係る調査報告書の提出状況を確認する。
 - (5) 排水設備計画確認は、私法上の土地利用又は賃貸の権利関係、工事による利害にまで立ち入って確認するものではない。
 - (6) 排水設備の設置及び構造に関する令及び神戸市排水設備指針と解説の規定を遵守していることを確認する。特に次の事項について留意する。
 - ア 雨水混入の可能性がある屋外に設置する手洗い、ペット足洗い場その他衛生器具について、雨水の流入を防止する措置を講じていること。
 - イ 油脂、鉱油、土砂その他これらに類するものを排出する場合は、有効な位置に使用目的 に適合した阻集器を設けること。
 - (7) 排水設備計画 (変更) 確認申請書に添付する設計書は、次のとおりとする。

ア 設計図面

- イ 阻集器を設置する場合は、その容量算定書
- (8) 汚水ポンプ排水設備を新設又は改造する場合は、申請者に事前協議を求め、公共下水道に 悪影響を及ぼす計画でないか事前確認する。協議が整った後、排水設備計画(変更)確認申 請書に協議した書類の添付を求める。

- (9) ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、「神戸市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、排水設備として確認した後、排水設備計画(変更)確認申請書に確認した書類の添付を求める。
- (10) 法第12条及び条例第11条の2の規定により、除害施設の設置その他必要な措置を講じる必要性がある場合は、別途、協議がなされているか申請者に確認する。
- (11) 排水設備計画が特定施設に関するものである場合は、法第 12 条の3、法第 12 条の4、 法第 12 条の7及び同法第 12 条の8に基づく届出がなされているか申請者に確認する。
- (12) 変更申請の場合は、新たな確認証(確認番号)を発行するものとする。なお、当初申請 (確認番号)は、システム上、取下げとして処理する。

2 工期延長届

- (1) 確認した計画確認申請書の工事完了予定月までに排水設備工事が完了しない場合は、工期 延長届の提出を求める。
- 3 取下げ届
 - (1) 確認した排水設備計画が中止となった場合は、取下げ届の提出を求める。

4 完成届

- (1) 完成届の受理をもって、机上確認(書面確認)もしくは現地確認の実施を判断し、その旨を申請者又は指定工事者に口頭で通知する。
- (2) 机上確認(書面確認)の場合は、届出書類に不備又は疑義がなければ、完成届の受理をもって、当該申請は完成確認したものとする。
- (3) 浄化槽切替え又はくみ取り改造の場合は、公共下水道使用開始届の提出を求める。

(現地確認等)

- 第6 現地確認は、次の各項に定めるところによらなければならない。
 - 1 現地確認実施の判断基準
 - (1) 市、県、国等の行政機関発注の建築物については、発注者による排水設備の検査が実施されることから現地確認の対象としない。ただし、以下第3号から第6号に該当する場合は、現地確認を実施する。
 - (2) 開発行為により袋小路の私道に設置される排水設備は、計画確認申請としての現地確認の対象とする。
 - (3) 流量調整器が設置される工事は、現地確認を実施する。
 - (4) 汚水ポンプ排水設備を新設又は改造する工事は、現地確認を実施する。
 - (5) ディスポーザ排水処理システムを設置する工事は、現地確認を実施する。
 - (6) 浄化槽切替え又はくみ取り改造する工事は、現地確認を実施する。
 - (7) 阻集器が設置される工事は、原則、現地確認を実施する。ただし、店舗その他これらに類する事業所の営業の支障となる場合は、書面確認としてもよいものとする。
 - (8) 貸付金工事は、現地確認を実施する。
 - (9) その他指定工事者及び責任技術者の申請実績、指導履歴を勘案し、必要に応じて現地確認を実施する。

- 2 現地確認の実施体制
 - 施工業者立会のうえ、職員が行うものとする。
- 3 現地確認の実施方法
 - (1) 排水設備の確認にあわせて、公共ますの破損、無承認施工が行われていないか確認する。
 - (2) 戸建て住宅については、屋外排水設備の確認を行う。その確認は、目視、下水道点検ミラー、打音、流水による方法で実施する。

(違反行為に関する処分)

- 第7 違反工事に対する措置は、条例、規則、行政手続法及び神戸市行政手続条例に基づくととも に、次に定めるところによる。
 - 1 指定工事者及び責任技術者の違反行為は、条例第8条の13、規則第6条の8を適用する。
 - 2 指定工事者及び責任技術者以外の違反行為は、条例第 26 条の過料に処し、その金額は 5 万 円とする。
 - 3 処分の原因となる証拠は、文書や写真等を活用して記録を残すとともに複数名の職員で対応 する。

(個人情報の取扱い他)

第8 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報 セキュリティポリシーその他関係法令に基づくものとする。

(情報公開請求への対応)

- 第9 情報公開請求への対応は、神戸市情報公開条例及び関係規則に基づくとともに、次に定める ところによる。
 - 1 統一性の担保(公開、非公開、部分公開の適正な判断)及び記録を残す観点から公開請求事務の受付を所管する部署を通じた請求を案内するものとし、窓口での情報公開には原則、対応しないものとする。

(申請書等の管理)

第10 申請書等の管理は、神戸市公文書管理規定及び公文書分類表による。

(雑則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建設局長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。